

## 審査結果の要旨

小松佳代子

本論文は、ジェレミー・ベンサムの社会統治論と教育論を、ようやく刊行が軌道にのってきた『新全集』をも資料にしながら、主として立法論と施設経営論にかかわらせて論じたものである。ベンサムの教育論は、これまで部分的に論究されそれがあちこちに引用されることはあっても、体系的に論じられたことはなく、その意味で本邦初のベンサム教育論・教育思想の体系的な研究といえるものである。

論文は序章と終章そして本文4章で構成されている。序章では、これまでのベンサム研究は彼の功利主義者としての側面を十分評価せず、その教育論におけるレッセフェール原則と国家介入原則が統一的に理解されていないという批判的論点を浮かび上がらせている。1章ではそれを受け、まずベンサムの立法論が論じられ、その立法論の中に教育論が不可欠の契機として組み込まれていることを論じている。ベンサムは近代社会の秩序形成のための自己統治と他者統治のあり方を立法論において模索したが、自己統治をなしえない未成年者については法による個人の行為の方向付けを具体的に構想したこと、つまり立法論が教育論として構想していたことが示される。2章ではパノプティコン原理にもとづくベンサムの監獄および救貧施設の施設経営論が分析される。ベンサムは監獄や救貧施設の民営化を主張したが、この原理に基づく全国慈善社の構想は、そこで体系的な教育を受けた子どもがまた施設の運営にたずさわることがめざした自足的システムとして構想されていて、その原理を社会全体に拡大することをベンサムがめざしていたことが明らかにされる。3章ではベンサムが構想したクレストメイシアの本質が分析される。テキストの厳密な検討を通じて、ベンサムはクレストメイシアを階級別の学校として構想していたのではなく、モニトリアルシステムとパノプティコン原理によって、未だ自己統治できない存在を市民として形成していく場として位置づけていたことが指摘される。4章ではベル・ランカスター論争におけるベンサムの言説の分析を通じて、彼が資本主義化による社会の不平等化を、出自や環境によらないシステム化された教育を実現することによって、平等化にむかわせようとしていたことを論証している。そして終章で、ベンサムにとって教育は社会統治の基底であり、自立的な個人の実現と社会統制の矛盾なき両立をめざしたものであったとまとめている。

論文は、資料的制約のあったベンサムの教育論をわが国で初めて体系的に明らかにした点でも、フーコーを参照点としてみたときの規律・訓練的権力論の延長にあるベンサム像を克服しようとした点でも、オリジナリティの高いものである。社会統制と個人の自立性の両立についてやや楽観的な論述があるなど、いくつか課題が見られるが、それは本論文の価値を減じるものではない。

以上によって、本論文は博士論文にふさわしいものと判断された。